

千葉県告示第455号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年5月29日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
LITALICOジュニア幕張本郷教室 千葉市花見川区幕張本郷1丁目2-20 ビレッジ105 3F	株式会社LITALICO パートナーズ 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号 代表取締役 深澤 厚太	令和5年 6月1日	1250101506	放課後等デイサービス